

基ま第666号
令和7年7月29日

第12区区长 飛松 千佐子 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和7年6月30日付けで提案のありました基山町体育館利用時の冷暖房使用料につきましては、総合体育館を使用する行政区にのみ助成を行うと公平性を損なう恐れがあるため、来夏に向けて体育館のエアコン使用料に対する助成のあり方につきまして検討いたします。

2 取扱いの理由

基山町総合体育館の冷暖房使用料は、冷暖房機器を使用する際の燃料費および電気料金の1時間当たりの単価が使用料となっており、実際にかかる費用を冷暖房使用料として負担しているため、アリーナ等の施設使用料とは異なり、減免措置はなく、町から助成を行うと施設を利用する区や団体と利用しない区や団体において不公平となってしまうため。

3 その他